



担当課	予防課
担当者	角田、小橋、雑賀
電話	073-427-0119
内線	8351

－交換時期の目安は10年－ 住宅用火災警報器の設置について

消防法が改正され、平成23年6月1日から全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）は、毎年全国で900人前後の発生となっており、就寝時間帯に多く発生し、逃げ遅れによるものが最も多くなっています。住宅用火災警報器は、火災を早期に発見し、あなたの命を守ることができます。かけがえのない「命」を火災から守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう。

1 住宅用火災警報器交換

住宅用火災警報器を定期的に点検し、**10年を目安に交換しましょう。**

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。

【代表的な住宅用火災警報器の種類】



2 住宅用火災警報器の奏功事例について

令和6年中に和歌山市内では住宅火災が27件発生しています。

住宅用火災警報器を設置していたことにより、大きな被害を出さなかった事例は7件ありました。

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
住宅火災件数		37	21	26	37	39	27
奏功事例	火災被害軽減	5	2	1	4	1	3
	火災に至らなかった	1	1	4	1	4	4

※令和6年は12月18日現在

【奏功事例 1】

台所のこんろに調理後の片手鍋をかけて放置したため、焦げついた片手鍋から煙が発生し、2階にいた居住者が住宅用火災警報器の鳴動音に気づき通報、鍋の焦げ付きで済んだ。

【奏功事例 2】

子供が電子レンジで冷凍ポテトを長時間加熱、大量の煙が発生、住宅用火災警報器が作動、別室にいた母親が鳴動音に気づき 119 番通報、ポテトが焦げただけで済んだ。

【奏功事例 3】

土鍋をカセットコンロの火にかけたまま放置したため、鍋の内容物が燻焼、付近住民が、住宅用火災警報器の鳴動音に気づき 119 番通報、鍋内のみの焦げ付きで済んだ。

【奏功事例 4】

突然室内の電気配線が短絡し出火したが、住宅用火災警報器の警報音に気づいた居住者が消火器で初期消火したため、室内家財の一部焼損で済み大きな被害になりませんでした。

3 住宅用火災警報器購入場所

消防用設備業者やホームセンター、家電販売店、建材販売店、ガス器具販売店、大型商業施設等で購入できます。

また高齢の方や障害をお持ちの方は次の給付事業の中で住宅用火災警報器の給付を行っています。

(1) 和歌山市老人日常生活用具給付事業

※対象者 65歳以上ひとり暮らしの方で、生活保護世帯又は市民税非課税世帯に属し、防火の配慮が必要な方。

(お問合せ先：高齢者・地域福祉課 073-435-1063)

(2) 和歌山市身体障害者日常生活用具給付事業

※対象者 身体障害者手帳 2級以上または療育手帳 A をお持ちで、火災発生の感知が著しく困難な状況下の方。

(お問合せ先：障害者支援課 073-435-1060)